

当日資料1 (共通)	H22.3.25
障害福祉サービス等に係る 事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

訪問入浴サービスの利用可能 回数増加について(案)

平成22年3月25日
千葉県障害者自立支援課

1 経緯

訪問入浴については、現在利用可能回数が1か月あたり4回までとなっていますが、暦により週1回の入浴の機会を確保できない月が多く回数を増やして欲しい等との要望があったことから、以下のとおり1か月あたりの利用可能回数を増やします。

2 改正の概要

利用可能回数を以下のとおりとします。

1週間あたり1回まで、ただし1週間あたり2回以上利用する月においては、当該2回目の属する月について
1か月あたり4回まで

適用日...平成22年4月1日

3 運用の詳細について

(1)「月」及び「週」の定義について

「月」は暦どおりとします。「週」は日曜日を初日とし土曜日を最終日とする7日間とし、当該7日間で月が変わる場合も同様とします。(月が変わっても新しい「週」になることはありません。)

(2) 支給決定について

情報システムを改修するまでの当面の間、原則として1回／週と手書きで表記します。

(3) 契約内容報告書について

(2)の支給決定量と同量の契約を行った場合は、契約支給量欄については(2)と同様の文言を記載してください。

(4)「週1回」と「月4回」の運用の詳細について

- 「週」は月が変わっても新しい「週」に変わらないので、たとえば平成22年4月25日(日)からの「週」は4月25日(日)～5月1日(土)までとなり、その間に1回までの利用が可能となります。

平成22年4月～5月

日	月	火	水	木	金	土
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	×
2	3	4	5	6	7	8

○ ...訪問入浴利用日

「1回／週」の場合の次回利用可能日

○ 「週」2回以上利用した月の2回目の属する月についても、月4回までなら利用できることとなりますので、平成22年4月～5月の暦では以下のとおりとなります。

平成22年4月～5月

日	月	火	水	木	金	土
25	26	27	28	29	30	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	1	2	3	4	5

○ ...訪問入浴利用日

「2回／週」の2回目

残りの5月1か月間において、あと3回利用可能となります。

- 前述の場合、6月1日以降の「週」からについては、再び1回／週の利用が可能となりますが、当該月初の日の属する「週」の利用がある場合はその次の「週」からの適用となります。

平成22年5～6月

日	月	火	水	木	金	土
23	24	25	26	27	28	29
30	31	×	×	×	×	×
6	7	8	9	10	11	12

...訪問入浴利用日

「1回／週」の場合の次回利用可能日

この「週」から再び1回／週利用できることとなります。

(5) サービス利用のない週があった場合について

サービス利用のない週があった場合、(週に2回以上利用した2回目の属する月を除きます。) その週の初日の属する月の翌月末日の属する週までにその分を繰り越して利用することができます。 その際の追加分の利用については、「週2回目の利用」とはみなしません。

平成22年4月～5月

日	月	火	水	木	金	土
<u>25</u>	26	27	28	29	30	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	<u>31</u>	1	2	3	4	5

利用無しの「週」

追加分

...訪問入浴利用日

翌5月の末日(31日)の属する「週」まで1回追加で利用できます。

4 現在の支給決定者の方の取扱い等について

(1) 支給決定について

支給決定者の方々の申請による負担等を考慮し、平成22年4月1日付で職権による支給量変更決定を行い、受給者証を送付します。

(2) 契約内容の報告について

(1)の対象者の方で契約量が支給決定量と同量の方につきましても、当方で自動的に契約量を新しい支給決定量に読み替えますので報告は不要ですが、受給者証の契約支給量欄につきましても、新しいものに契約量を転記される際に4月からの支給決定量を記載してください。

なお、それ以外の方につきましても、お手数をおかけし申し訳ありませんが当課に新しい契約量を報告してください。

(3) 平成22年4月1日からの「週」の取扱いについて
平成22年4月1日(木)の属する週(3月25日(日)～4月3日(土))につきましては、1回／週の取扱いの開始日はあくまで4月1日であることから、3月25日～31日の利用があっても4月1日～3日に1回の利用を可能とします。